

## 国民健康保険加入者は 必ず所得の申告を！

国民健康保険税（国保税）

の税額は、国保加入者の前年中の所得を基に計算される所得割と、加入者数によって計算される均等割との合計額です。このうち均等割は、所得が一定基準以下の世帯について六割または四割を軽減する制度があります。しかし、国保加入者の中に未申告者がいると、世帯の所得が一定基準以下であるかどうかを判定できないため、同制度を適用できません（毎年四月一日現在の国保加入者と世帯主の前年中の所得で判定）。

このため、前年中に所得がない方や税法上の被扶養者も、市・県民税の申告が必要になります。

また、市・県民税の申告をしないと、高額療養費の自己負担限度額や入院したときの食事代の負担額が多くなる場合もあります。

次の方も所得に応じて自己負担割合などが決まるため、必ず市・県民税の申告をしてください。

①ひとり親家庭等医療費受給者

②老人医療費受給者

③高齢受給者

④老人保健受給者（65歳以上の老人保健受給者を含む）

問い合わせ：国保年金課国保資格係・TEL内線2479

**要介護認定を受けている方に、障害者控除認定書を発行します**

介護保険の要介護認定を受けている六十五歳以上（扶養されている方を含む）で次の要件に該当する方に、障害者控除対象者認定書を発行します。該当する方は、高齢者いきがい課（本庁舎一階）で申請してください。所得税の確定申告の際に、この認定書を提出することで、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

### 対象

次の①②をすべて満たす方。

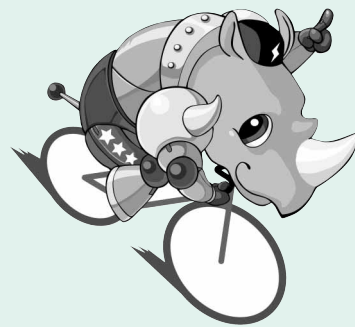
①介護保険法による第1号被保険者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳を

# 平成18年度第2回 川越市営西武園競輪

第52回初雁賞・日刊スポーツ新聞社賞争奪戦

前節 = 1月31日(水) ~ 2月2日(金) (F I)

後節 = 2月20日(火) ~ 22日(木) (F II)



開催場所…西武園競輪場  
(所沢市・西武園駅下車)

発走…午前11時15分

入場料…100円（15歳未満は無料）

問い合わせ…商工振興課  
商工係・TEL内線2722

\*認定証は後日郵送します。  
問い合わせ：高齢者いきがい課  
課高齢者いきがい担当・TEL内線2551

**おむつ代の医療費控除書類を発行します**

所得税の確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受けるために、主治医意見書の内容を確認した書類を発行します。対象に該当する方は、介護保険課（本庁舎一階）で申請してください。

### 対象

次の①②を、すべて満たす方。

①介護保険法の要支援・要介護認定を受けている方で、主治医意見書により尿失禁状態および寝たきり度がB1～C2であると確認できる

②確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受けるのが継続して2年目以降である  
\*要介護認定を受けていない方は、従前の方法（医師の証明書）で申告してください。

問い合わせ：介護保険課認定係・TEL内線2565

持つ方を除く）

②要介護1～5までに認定されている

\*身体障害者手帳などを持つ方は、確定申告時に提示すれば控除を受けられます。

### 障害者控除の認定要件

特別障害者控除：要介護4または5に認定された方  
▼要介護1～3に認定された方

のうち、障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準がB1～C2、また

は認知症老人の日常生活自立度判定基準がIVからMに該当する方

障害者控除：要介護1～3に認定された方（特別障害者控除に該当する方は除く）

認定基準日：所得控除を受けるようとする年の十二月三十一日現在の要介護認定状況で決定

### 申請に必要な物

印鑑・介護保険被保険者証。

## 便利な口座振替のお知らせ

### ●市税と国民健康保険税

平成十九年度分からの口座振替の申し込みを希望する方は、一般市税（市県民税・償却資産分を含む固定資産税・軽自動車税）の場合は、二月二十八日(水)までに、口座振替申込書を金融機関・収税課（本庁舎二階）・出張所へ提出してください。

国民健康保険税について

は、四月二十七日(金)までに金融機関・国保年金課（本庁舎二階）・出張所へ口座振替申込書を提出してください。

問い合わせ：収税課収税管理

担当・TEL内線2381▼国

保年金課国保収納係・TEL内

線2477

### ●国民年金保険料

金融機関で一度手続きをすれば、あとは自動的に指定した口座から保険料が引き落とされます。便利で安心な口座振替をご利用ください。

### おトクな制度

前納制度：一年分または半年分をまとめて引き落とすと、納付書で前納するよりも割引額が大きくなります

②預（貯）金通帳

③通帳届け出印

④口座振替納付申出書（金融

期間の窓口にて備え付けてあるほか、納付書につづら

ています）

口座振替の開始を希望する

前々月の月末までに申し込んで

ください。各月の保険料の

引き落としは、翌月の末日で

す。（土・日曜日、祝日の場

合は、翌月最初の金融機関営

業日）。残高不足などで引き

落としができなかった場合は、

翌月に二か月分合わせて

引き落とされます。

問い合わせ：国保年金課国民

年金係・TEL内線2481▼

川越社会保険事務所・TEL

4212345

## 老人医療費の請求はお済みですか？

老人医療費受給者証（黄色または水色）をお持ちの方が市外医療機関などで三割負担の医療を受けた場合、申請により二割分を支給します。この申請は、診療後五年間有効です。まだ、手続きをしていない方は、忘れずに申請してください。

申請方法：福祉医療課（本庁舎二階）または、出張所・

連絡所にある「川越市老人

医療費支給申請書」に該当

する医療費の領収書（受診

日・受診者名・保険点数の

記載がある物）を添付して

提出

問い合わせ：福祉医療課老人

医療係・TEL内線2533

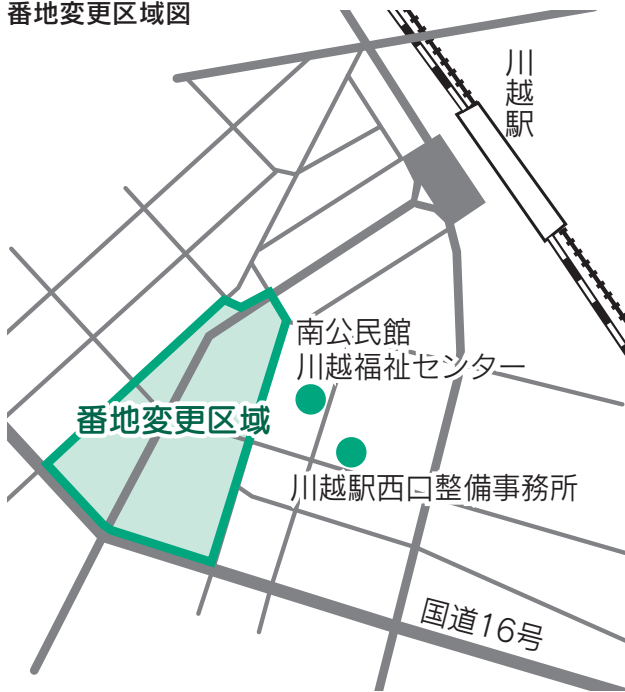
## 旭町1丁目と新宿町1丁目の一部の番地が変わります

川越駅西口（第2工区）土地区画整理事業の完了に伴い、「住所」および「土地・建物の地番」が変更されます。

変更日…2月10日(土)

変更される区域…旭町1丁目1番地～3番地▶新宿町1丁目19番地～25番地

番地変更区域図



### ●変更日以降に住民票を無料で交付します

各種住所変更手続きに必要な「住民票」は、変更日以降に無料で交付します。すでに送付している「住所関係通知」を、市民課（本庁舎1階）・出張所・連絡所・本川越駅証明センターの窓口へ持参してください。

問い合わせ…川越駅西口整備事務所・TEL245-6011